

# 壬申の「乱」と万葉集

金井 清一

一

古代最大の内乱とされる壬申の乱は、六七二年、近江朝の後継者であった天智天皇の子、大友皇子と、天智天皇の弟、後継者を辞した大海人皇子との間に行われた。勝利した大海人皇子は、日本書紀のいう二年二月、帝位に即いた。後にいう天武天皇であるが、この時に「天武天皇」であったのではない。「天武」も「天皇」も後に贈られ、あるいは自ら称したものである。即位時に正式には何と称したか不明であるが、ともかくヤマト朝廷の最高の権力者の地位につくべく戦ったのが壬申の乱であった。

しかし、大海人皇子すなわち天武天皇は、この戦いを「壬申の乱」と称したのであるうか。称していないのである。「乱」という語には「叛(反)乱」の意味がある。「叛(反)乱」は正統な権力・権威に対する叛逆である。正統性に問題があり、疑念があったとしても現実に機能している権力秩序に対する反抗もまた「乱」であろう。しかし「乱」を起こす側から言えば、正義や正統性は相手側には無く、自らの側こそが正義であり正統性の保持者であると主張するのが通例であろう。大友皇子の近江朝廷は現実に機能していた権力で

あった。政府機構も左右大臣、御史大夫(大納言)などの官職を持った行政機関が存在していた。大海人皇子はこの近江朝廷という権力機構を武力によって打倒したのであるが、その戦いを自ら「乱」と称することは無かった。前代からの権力の継承の正統性は自らの側にあつて現実の近江朝廷の大友皇子には無い、としたのである。そのような主張はいかにして可能であったか。そして、そうした主張がなされたにもかかわらず後に「壬申の乱」と「乱」を付して言われるようになったのは何故であるか、またいつの頃から「乱」と言われるようになったのか、これらのことを、万葉集、日本書紀、続日本紀その他の資料によって跡づけてみたいというのが本稿の趣旨である。現代のわれわれが何気なく使う「壬申の乱」という語句にも一定の歴史的経緯があり、その経緯に無頓着であるならば、壬申の年と、それ以後の数十年に起きた事柄に対する適切な理解を取り逃してしまうことになり兼ねないだろうと私は思う。個人的な反省をこめて検討を始めた。

二

壬申の年、六七二年に起きた戦乱を当代の人々が何と言っていたかは不明である。しかし国家が、勝利した大海人皇子側の朝廷がこの戦乱を何と称していたかは日本書紀によって知ることができると思われる。日本書紀は養老四年に成立した正史であり、当時の朝廷

は天武朝以後の権力をほぼ継承した政権であって、壬申の功臣あるいはその遺族も多く、壬申の乱に対する評価も、それが逆になるといような質的变化は無いと見られるからである（評価がある程度変化したことは後に触れる）。また、日本書紀が天武十年（六八二）の「帝紀及び上古諸事の記定」に端を発した修史事業であるとするならば、書紀における壬申の年の戦いについての呼称は、おそらく天武朝当代の認識を表したものである可能性は一層高くなるだろう。ひきつづく続日本紀においても、壬申の年の戦いについての呼称は検討の対象となる。続日本紀は成立・撰進こそ平安時代に入っていることであるが、文武朝（六九七年～七〇七年）以後の歴史を記した正史であり、文武・元明・元正朝にかけては、先述した日本書紀を壬申の年の当代資料と認めたと同じ根拠において当代資料であって、しかも続紀は編纂時に字句表現の改変、修飾することの少なかつた実録の性格を持った史書であるから、その表現は当代の認識の反映であると言ってよい。二つの史書における壬申の年の戦いについての呼称は十分に当代資料の資格を持つと考えられる。以上の確認のもとに日本書紀と続日本紀における壬申の年の戦いについての呼称を次に掲げる。これらのなかには、戦乱そのものを指すのではなくて壬申の年を指すものもあり、また戦乱を表す語を用いずに婉曲に表現、あるいは省略して表現している例もあるが、「壬申」の語を有するものはすべて言外に壬申年の戦いを示しているものとし

て採択してある。なお、用例の収集は立命館大学文学部史学科の学生、吉田ちずゑ氏によるものを私が確認した。

年代(年・月)	呼称	対象人物	備考
1 天武 2・5	壬申年之労	坂本財臣	死後贈位
2 天武 2・8	壬申年労働之状	紀臣阿閉麻呂等	顕寵賞の詔
3 天武 3・2	壬申年之役	紀臣阿閉麻呂	死後贈位
4 天武 4・6	大役	大分君恵尺	臨死時贈位
5 天武 5・6	壬申年、大功	物部連雄君	死後贈位
6 天武 5・7	壬申年之功	村国連雄依	死後贈位
7 天武 5・8	壬申年之功	大三輪真上田子人君	死後贈位、諡
8 天武 5・9	壬申年功	坂田公雷	死後贈位
9 天武 8・2	壬申年之功	紀臣堅麻呂	死後贈位
10 天武 8・3	壬申年大役	大分君稚児	死後贈位
11 天武 9・5	壬申年之功	秦造綱手	死後贈位
12 天武 9・5	壬申年之功	星川臣麻呂	死後贈位
13 天武 9・7	壬申年功	三宅連石床	死後贈位
14 天武 11・2	壬申年之功	舍人連糠虫	死後贈位
15 天武 11・3	壬申年功	土師連真敷	死後贈位
16 天武 11・7	壬申年之功	膳臣摩漏	死後贈位及禄
17 天武 12・6	壬申年勲績	大伴連望多	顕寵賞、死後贈位
18 天武 12・8	壬申年之功	大伴連男吹負	死後贈位
19 天武 14・5	壬申年之功	当麻真人広麻呂	死後贈位
20 朱鳥 元・3	壬申年之功	羽田真人八国	死後贈位
21 持統 5・5	壬申年功	百濟淳武微子	贈位・賜物

22	持統 7・4	壬申年役	置始多久	赦罪
23	持統 7・9	壬申年之役功	蚊屋忌寸木間	死後贈位、賜贈物
24	文武 元・9	壬申之功臣	丸部臣若手	死後?贈位
25	文武 2・6	壬申年功	田中朝臣足鷹	死後贈位
26	文武 3・5	壬申年軍役	坂上忌寸老	死後贈位、賜物
27	大宝 元・1	壬申年功	県大養宿祢大侶	死後贈位
28	大宝 元・6	壬申年功	忌部宿祢色布知	死後贈位
29	大宝 元・7	壬申年功臣	村国小依ら十五人	贈食封、居中第
30	大宝 3・7	壬申年功	民忌寸大・高田首新家	死後贈位
31	慶雲 3・2	壬申年功	大神朝臣高市麻呂	死後贈位
32	慶雲 4・10	壬申年功	文忌寸祢麻呂	死後贈位、賜贈物
33	和銅 3・10	壬申年功	黄文連大伴	死後贈位、吊賻
34	靈龜 2・4	壬申年功臣	村国連小依ら十人	賜田
35	天平宝字 元・12	壬申年功臣	贈位村国連小依ら五人 <small>※右五人は前項34の十人の中に含まれている。</small>	功田は中功の決定
36	天平宝字 元・12	壬申年功臣	尾張宿祢大隅	功田は上功の決定
37	天平宝字 元・12	壬申年功臣	贈位星川臣麿ら四人 <small>※右四人は前項34の十人の中に含まれている。</small>	功田は中功の決定
38	天平宝字 2・4	壬申年功	尾張連馬見	子孫に宿祢賜姓
39	天平宝字 7・10	壬申兵乱	高田毗登足人	下獄奪封
40	天平神護 2・11	壬申年功臣	村国連男依孫嶋主	死後贈位

右によって見るに壬申の年の戦いを「乱」と称している例は日本書紀には存在しないことが判明する。用例のほとんどは壬申の乱そのものをいうのではなく、壬申の乱の勝利に貢献した功臣の死に

際して生前の功を賞するものであるが、「壬申年(之)功」という表現で、「乱」の語は避けられている。その中では3の「壬申年之役」、4の「大役」、10の「壬申年大役」、22の「壬申年役」、23の「壬申年之役」が、戦乱を「乱」と称せずに「役」と表現しているのが注目される。天武・持統朝においては「壬申の役」と称したのであって「壬申の乱」とは称さなかったことが諒解されよう。しかしなお考えるに、「壬申年功」という表現は正確には23の例の如く「壬申年之役功」とすべきであって、それらの例に「役」の語がないのは「役」の語さえも避けられていたか、あるいは使い慣れていたのではないかとも思われる。つまり、壬申の年の戦いは「役」というよりは実質「叛乱」であった。しかし「乱」という認識を正史は忌避して、ある場合にはこれを省略し、ある場合には「役」と称した、と推測されるのである。そしてまた、ある場合には「壬申年功」なる表現さえも省略して言外にこれを託する例も散見されるのであって、こうした用例は前掲の一覧表には挙げる事ができなかったが、これを次に挙げるならば天武朝にはなく持統朝に多いのである。たとえば、

- i 持統五年九月 佐伯宿祢大目に死後贈位并せて賜贈物。
- ii 持統九年四月 賀茂朝臣蝦夷に死後贈位并せて賜贈物。
- iii 持統十年五月 秦造綱手に忌寸賜姓。
- iv 持統十年五月 尾張宿祢大隅に死後贈位并せて賜水田四十町。

v 持統十年五月 大貊連百枝に死後贈位并せて賜贈物。

vi 持統十年八月 多臣品治に死後贈位并せて賜物。

vii 持統十年九月 若桜部朝臣五百瀬に死後贈位并せて賜贈物。

ここに挙げられる人物はすべて壬申の功臣なのであって、こうした例が持統九・十年に多いのは何らかの意味があるように思われる。

次いで続日本紀を見る。文武朝から元明・元正朝にかけて壬申の功臣の死が相継いで記されるが、日本書紀の例と同じく「壬申年功」という表現で「乱」とは記さない。続日本紀は漢籍における皇帝の起居注の如き原資料に基いた実録の性格を持つとされるから、この時代の、壬申の年の戦乱についての表現が続日本紀の表現を生み出していると言つてよいだろう。その意味で文武朝においても壬申の年の戦乱は「乱」ではなかった。「乱」という認識ははばかられていた。この認識が続日本紀の表現に反映していると考えられるのである。

文武（元正朝）にかけての例の中で注目すべきは29の大宝元年七月の記事である。左に掲出する（訓読は、新日本古典文学大系「続日本紀」に拠る。以下同様）。

また壬申の年の功臣に、功の第しなに随したがひて亦食封じきふを賜ふこと、並に各差よ有り。また、勅あづかしたまはく、「先朝、功を論あやつひて封を行ひたまふ時、村国小依こよに百廿戸、当麻公国見・郡犬養連大侶・榎井連小君・書直知徳・書首尼麻呂・黄文造大伴・大伴連馬来

田・大伴連御行・阿倍普勢臣御主人・神麻加牟陀君兎首、十人に各一百戸、若桜部臣五百瀬・佐伯連大目・牟宜都君比呂・和尔部君手、四人に各八十戸を賜ひき。凡て十五人、賞、各異なりと雖も、同じく中第に居り。令に依りて四分の一を子に伝ふべし」とのたまふ。

右の記事は他の多くの死後贈位の例と異なって、壬申の年の功によって食封を賜わっていたが、その功の等級を中第とするというのである。中第は3537の例の「中功」と同じで、食封の四分の一を子に伝えることができるというものである。大宝律令成立に際して、令の規定によって壬申の功臣の功による特典は子の代までと限定されたわけである。子の代といえ、この時すでに壬申の乱後三十年になろうとしており、阿倍普勢臣御主人、文（書）忌寸祢麻呂、黄文連大伴らは存命であったが、多くは死没して子の代に入っていたと思われ、この後いくばくも経たずして壬申の功の特典を享受した人々は消滅して行くことになる。すなわち壬申の戦乱の影響から国社会がフリーになって行くことになるのである。事実、この年以後、「壬申の功」を以て死後贈位された人物は四名、和銅三年十月の黄文連大伴が最後となる。（この他40の例に、村国連嶋主が死後贈位されているのは、祖父男依（小依）の壬申年の功に依ったのではない。恵美押勝（藤原仲麻呂）の乱に、朝廷方に内応したにもかかわらず、仲麻呂に与くみしたと誤解され誅殺されたことに対する名誉

回復の処置としての贈位である)。

壬申の戦乱は、その当代及び当代の影響下にある時代においては「乱」と称せられることはない。しかし、やがて壬申の戦乱の影響を脱した時代が来る。39の例はそれである。次のような文脈の中でその例は現われる。

天平宝字七年(七六三) 十月

丁酉、前監物主典ひとたりせ従七位上高田毗登足人が祖父、嘗て美濃国の

主稻に任しき。壬申の兵乱に属り、私馬を以て皇駕を美濃・尾張に奉りき。天武天皇これを嘉よみしたまひて、封甘戸を賜ひて子に伝へしむ。是に至りて、高田寺の僧を殺せるに坐せられて獄に下り封を奪はる。

高田毗登足人は壬申の功臣高田首新家(30の例)の孫であったが、殺人罪のため食封を没収されたというのである。高田首新家は大室三年(七〇三)に没したのであるから、足人の祖父に適わしいと思われるが、天武朝に封を賜わったことは記されていない。また壬申年の功は令によって中第(中功)であるから、孫にまで伝わらない。こうした疑問点はあるが、ここに初めて続紀は「壬申兵乱」と記し、壬申の功が剥奪されたと記すのである。「兵乱」とは直ちに「反乱」を意味しない。むしろ「戦乱」の意に近いであろう。当該文の文脈から言っても「壬申兵乱」は天武天皇の反乱を意味しているとは考え難い。「兵乱」は戦火による世の乱れを意味し、「壬申兵乱」は、

壬申の年に近江朝廷側勢力と大海人皇子側勢力とが戦闘状態になり世の秩序が乱れたことを意味するだけであろう。

しかしながら前代が避けてきた「乱」の語が、ここ正史に現われたことの意義は小さくはない。権力の所在が紛糾し、世が無秩序に陥った期間が存在したと認識することは、自らの権力の正統性を自明とすべき要のある大海人皇子とその後継者にとっては認め難いことであるはずだからだ。それ故「乱」という語は、恐らく注意深く意識的に避けられて来たのだ。しかしこの時点、天平宝字七年(七六三)の時点で、壬申の年を「兵乱」の存在した年、正統な権力の弁別が不明の無秩序の期間が存在した年と表現して一向に差支えない状態が到来していたと、この用例は示してくれるものだと思う。

### 三

八世紀後半の初期、正史は壬申の年の戦いを「壬申年役」「壬申軍役」ではなく、「壬申兵乱」と初めて記した。他の当代資料では如何であろうか。吉田ちづゑ氏は、懐風藻、万葉集、藤氏家伝の三資料から「壬申の乱」の用例を提出された。次の通りである。

#### ○懐風藻

A (序文)：当此之際、宸翰垂文、賢臣献頌、雕章麗筆、非

唯百篇、但時経乱離、悉従煨燼

B (大友皇子伝)：会<sub>二</sub>壬申年之乱<sub>一</sub>、天命不遂、時年二十五。

○万葉集 卷十九

C (題詞) 壬申之乱平定以後歌二首

皇者 神尔之座者 赤駒之 腹婆布田為乎 京師跡奈之都

(四二六〇)

右一首大將軍贈右大臣大伴卿作

大王者 神尔之座者 水鳥乃 須太久水奴麻乎 皇都常成通

作者不詳

(四二六一)

右件二首天平勝宝四年二月二日聞之即載於茲也

○藤原家伝

D (鎌足伝)：大皇弟初大臣所遇之高、自茲以後、殊親重之。後

值壬申之乱、從芳野向東土、歎日、若使大臣生存、吾豈至於此

困哉。

E (武智麻呂伝)：和銅元年三月、遷凶書頭、兼侍從。：先從壬

申年乱離已來、官書或卷軸零落、或部帙欠少。公爰奏請、尋訪

民間、写取満足。由此、官書髣髴得備。

懷風藻は序文によれば天平勝宝三年(七五一)の成立。淡海真人

三船の撰であるとする説が有力である。三船は大友皇子の曾孫、懷

風藻成立の年の正月に臣籍に降って御船王から淡海真人に改氏姓さ

れたばかりであった。近江朝や大友皇子を追想する思いの濃厚な年だったと言つてよい。Aの例は、近江大津京が戦火に焼かれ、その文化の象徴である漢詩文学作品が灰燼に帰したことを嘆いている。

「時経乱離」は世が乱れ統制を失つたことを言うが、文書類の離散をも含意しているであろう。したがって直接に壬申の乱を示しているが、反乱という意味合いは薄いように思われる。これに対しBの用例は大いに異なる場所がある。Bは撰者三船の曾祖父大友皇子の略伝を述べた末尾の文である。ここには「壬申之乱」という表現があり、その「乱」によって大友皇子が「天命」を遂げ得なかつたと記している。「天命」とは何か。「天から与えられた運命」(古典大系、学術文庫)と解するものが多いが、大友皇子にとって「天から与えられた運命」とは何か。寿命のことであろうか。略伝は大友皇子を「立為皇太子」と記している。皇太子に与えられた運命は、やがて皇位に即き天下を統治すること、すなわち受命の天子となることではあるまいか。しかし「天命」は、すでに受けていたのであつて、それを遂げなかつたというのである。「天命不遂」の原因が「壬申年之乱」にあるのであれば、その「乱」は反乱である。「乱」を起こした者は「天命」を受けていた大友皇子ではない。吉野方の大海人皇子である。かくして、ここでは壬申の年の戦いは大海人皇子の起こした反乱と規定されていると見ることができよう。

略伝はそれだけではない。藤原鎌足が言った言葉として次のよう

に天武天皇を表現している。大友皇子は或る夜夢を見た。朱衣の老人が日（太陽）を捧げ持って来たり皇子に授けたが、忽ち人が現われ、これを奪い去った。この夢の内容を皇子が鎌足に説明したところ、鎌足は歎じて次のように言ったというのである。

恐るらくは聖朝万歳の後に、巨猾の間讐有らむ。然すがに臣平生曰ひけらく、豈如此る事有らめやといへり。臣聞く、天道親無し、惟善をのみ是れ輔くと。願はくは大王勤めて徳を修めたまへ。災異憂ふるに足らず。：

（訓読は日本古典文学大系本による。）

文章は漢籍による修飾の施されていることが指摘されているが、近江朝、天智天皇の死後に「巨猾の間讐」の有ることを鎌足が予想している。古典大系の小島憲之氏の頭注はこれを「非常に悪賢い者が隙間（天位）をねらう」意としている。文脈からは「巨猾の間讐」は大海人皇子に他ならない。鎌足の言葉であるが、淡海三船の表現であり、彼の壬申の乱に対する考え方そのものである。「天道」に則って、徳を修めるべき立場にある「大王」は大友皇子であるとも表現している。かかる思想からすれば、壬申の年の軍役は、当然「壬申の乱」であり、「乱」は反乱の意であることは言うを待たない。こうした表現が懐風藻の成立した天平勝宝三年（七五一）に存在することは、淡海三船が大友皇子の直系の子孫であるにしても、孝謙朝という時代がすでに天武天皇の権威、天武・持統朝以来の壬申の

年の戦いを聖化する呪縛から解き放たれていたことを表すであろう。壬申の年から数えて七九年を経過して「壬申年役」は「壬申年之乱」となったのである。

Cの例は万葉集である。歌われた歌は古いものであるが、記録された年はずっと降って天平勝宝四年（七五二）、懐風藻の成った翌年である。大伴家持が、その年二月二日にこの歌を聞き書き留めたのだと左注にある。おそらく題詞も同時に記されただろうと思われる。記録するに当たって、歌の作者名とあわせて題詞に由縁を書き留めておかねばならぬだろうからである。

題詞に「壬申年之乱」とあり「平定」とある。家持は壬申の乱に大海人皇子側に加わって戦った大伴氏の人間であるから、懐風藻の三船の如く感情をこめて「壬申年之乱」という因縁はない。むしろ「乱」が反乱を意味するならば、使いたくない言葉であろう。したがってここでは「乱」は戦乱、兵乱であり、一時的な世の乱れをいうとしてよいであろう。しかし「乱」の語が大海人皇子側にとって全くマイナスのイメージが無い表現であったなら、「壬申年之乱」はもっと早期に、天武・持統朝に出現してよいはずだ。やはり「乱」には反乱の意味合いがある程度は存在したと見るべきだろう。しかし壬申の年から八十年経た時点において、それが反乱であったとしても、もはや天武朝の正統性はゆるがないものとなっており、「乱」という表現も忌避されず、一般的に通用される状態に立ち至ってい

たのだと考えられる。そのように考えると、前述の懐風藻の表現は、当時の一般的な表現における「壬申年之乱」の意味合いを過激に超えて特定の意味を付加したものだと思われる。そしてそのような過激性（天武朝の反乱権力的性格）を言い立てても権力は動揺しないという現実があった、壬申の年の戦いは、その聖なる呪縛力を発揮する要はもはやなかった、こうした現実の延長上に「壬申年之乱」の語が用いられ始めたのであった。

因みに当該「壬申年之乱」を、近時、下句の「平定」の語と合わせて、（大友皇子の起こした）壬申の乱を天武天皇が「平定」したとする解釈がある。もしこうした解釈が成立するならば天武朝にとつて「乱」は何ら忌避すべき語ではなく、堂々と天武朝の初めから使われたであろう。実例がこれを完全に裏切っていることは前掲した呼称一覧で明らかである。「平定」は他動詞でなく自動詞に「平定りにし」あるいは「シヅマテ」（京赫）と訓むべきであろう。

D・Eの例は藤氏家伝中のものである。Dは、主語は大海人皇子。大津京の浜楼の宴に長槍を以て敷板を刺し貫き、天智帝の怒りを買ったために害されんとした皇子を鎌足が救った事件を叙した後の記述である。後年「壬申の乱に値った（後値壬申之乱）」大海人皇子が「鎌足が生きていたら、このような苦しみに遭遇せずにすんだろうに」と歎いたというのである。壬申の乱を起こしたのは大海人皇子ではない、皇子は「乱」にバッタリ出会ったのである。「値」

は説文に「一日、逢遇也」とあって「遭遇」の意である。「乱」は不可抗力的に生じたのであって、反乱ではなく世の乱れの意で用いられているのであろう。Cの万葉の例とほぼ同様の意味合いと見られるが、この字句「値壬申之乱」の五字が欠落している伝本のあることは注意するべきである。（『藤氏家伝 注釈と研究』沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉共著、吉川弘文館、平成十一年）。思うに当該句は「後」の一字があれば文意は通じるのであって、なくともよいのである。「壬申之乱」の表現を嫌って、これを削除したのであるか、あるいは元来は無かった五字を文意の通じやすいように後に付加したのか、いずれとも不明であるが、この五字をめぐって微妙な感情が存在した機微をうかがうことができよう。

Eは「壬申年乱離」の表現で、「乱離」の語は懐風藻の序文にも存在したことは前述した。当該例も文章の散佚に関して用いられており、「乱」は反乱を意味しない。一般的な無秩序状態の戦乱を意味していると考えられる。

藤氏家伝の成立は奈良時代後半、天平宝字四年（七六〇）から同六年頃と推定されている。成立の中心人物藤原仲麻呂は近江朝の篤い敬慕者であったが、「壬申の乱」の用語については淡海三船が懐風藻に見せたような「乱」の反乱的性格を表現しているとは思われず、当時の一般的認識に従った用法と見られる。かくして壬申の年の戦火を「壬申の乱」と称する例は七五〇年代から六〇年代に四種



の資料すなわち続日本紀、懷風藻、万葉集、藤氏家伝に、あたかも踵を接するように出現して来るのである。出現の順次は懷風藻が最も早く天平勝宝三年（七五一）、次いで万葉集の天平勝宝四年（七五二）、三番目は藤氏家伝の天平宝字四年（七六〇）から六年頃、最後に続日本紀の天平宝字七年（七六三）となる。最初に出現の記録を残す懷風藻が壬申の乱の反乱的性格を強く表現し、他は一般的戦乱の意味合いが濃かった。それは、懷風藻の用例が撰者の性格から推して突出したものと言うべく、当代の用法としては他の三種の如きが一般的だったのだと思われる。そして、聖武朝の天平時代を経過した後において、六七二年の戦乱を「乱」と表現できる時代がめぐって来た、すなわち壬申の年の戦いを聖化する圧力、風潮が消失したことを意味するのだと思われる。

#### 四

壬申の年の戦いは、戦後八十年、「乱」の呼称を避ける風潮が一般的であった。「乱」と称することは、勝利した大海人皇子の権力の正統性を疑うことにつながる。敗者の大友皇子、及び近江朝廷側の権力が戦いに敗れるまで一時的にせよ正統な権力であって、その権力を「乱」によって奪取したのが大海人皇子側勢力なのだという認識になる。それは正統権力に対する反乱である。そうした認識は、権力はともあれ権威の確立に大きな支障となろう。この点の処理こ

そは天武朝の政治課題であった筈だ。

大友皇子の近江朝が正統な権力組織であったことは天武朝も認めざるを得なかった事実であったろう。左右大臣、大納言（御史大夫）を揃えた行政の執行機関があり、朝廷としての形態も整っていた。また何よりも大海人皇子は天智帝の皇位継承者たることを不本意ながらとは言え明瞭に辞退していることは、天智紀、天武紀に明記されているのであるから、このことは当時公然にして既知の事実だったろう。大海人皇子に代っての近江朝後継者は、大海人皇子は倭姫太后を推薦したと書紀に記すが、太后即位の事を書紀は記さない。大友皇子が即位したか否かが問題となるが、書紀は即位を記さない。したがって書紀による限り壬申の年の皇位は不在である。大海人皇子は翌年二月、飛鳥浄御原宮に即位したと書紀は記している。これによれば天武の元年となる年は壬申の年の翌年、癸酉の年（六七三）である。即位の年の末尾に記される太歳記事も天武紀においては「是年、太歳癸酉にあり」と癸酉の年に記される。しかるにこの年は天武元年ではなく天武二年と書紀は記している。壬申の年が天武元年である。ということとは、書紀は大友皇子の近江朝の半年間を無視していることになる。乱が勃発した六月までは近江朝が日本国（倭国）の朝廷であったにかかわらず書紀は、「元年春三月…阿曇連稻敷を筑紫に遣して、天皇の喪を郭務棕等に告げしむ」と記す。この「元年」は天武元年であって、大友皇子の近江朝の元年ではない。

そのようなものとして書紀は編集されている。壬申の年に近江朝と天武朝と二つの「元年」があったと認めているわけではない。近江朝の「元年」を認めれば、皇位の継承は、天智↓大友↓天武とならざるを得ないのである。

日本書紀は大友皇子治世の年の存在を認めない。これは天武・持統朝の基本政策であり、公式の歴史観であったろう。ところが一般には必ずしもそのような歴史観を以て統一されていたのではない。曰下部勝皋の「薬師寺椽銘积」（寛政六年刊）はその事実を指摘する。すなわち薬師寺東塔の椽銘には冒頭に、

維清原宮馭宇 天皇即位八年庚辰之歲建子之月以中宮不忿創此伽藍：

と薬師寺建立の由来が刻まれてあるが、庚辰之歳は書紀によれば天武九年なのである。薬師寺の完成は文武二年（六九八）であるから椽銘が刻されたのもこの近辺の年と推定され、天武朝の治世の数え方を書紀のいう天武二年を以て初年としていることが知られるのである。書紀においても即位は二年二月としているのであるから、「庚辰之歳」が「即位八年」であることは椽銘と同じであるのだが、椽銘がこれを書紀の如く「天武九年」としていないことが注目されるのである。壬申の年を天武元年とする治世年の数え方は一般的ではなかったのだ。太歳記事が天武二年条に記されることも、即位年と連動することの当然は理解されるものの、即位前年の壬申の年は

天武朝の元年なのだという認識は一般には無かったし、天武朝においても、その前半頃には無かったのではないかと推測されるのである。つまり壬申の年は大友皇子の即位は認めないものの大海人皇子が即位した年でもない。その一年は君主の存在しない年であった。

そうした認識が天武朝廷の認識であったのではないか。しかし事實は壬申の年の前半は近江朝廷が存在し機能していたのである。唐使郭務悰への近江朝廷の対応はその一例であり、天武朝もこの事實は認め、正史に記したわけである。したがって一般世間的な認識では壬申の年は近江朝大友皇子の治世であり、それが大海人皇子の起こした反乱によって打倒された年である。つまり壬申の年は壬申の乱の年である、という認識が優勢であったと思われるのである。少なくとも天武治世の年ではないという認識が一般的だったろうことは薬師寺東塔の椽銘から推定してよいと考えられる。

しかし天武天皇、あるいは天武・持統の朝廷においては、こうした歴史観を放置しておくことはできない。放置すれば天武の王権は反乱政権であることになる。大友皇子の近江朝の正統性を認め、その存在を正史にも記載する必要がある（実際にもその朝廷の名は記されなかったが郭務悰への対応は記さざるを得なかった）。かかる状況において天武天皇、あるいは天武・持統朝の正史編纂史局は、大友皇子の近江朝廷治世の存在を認めぬ方向で、天武朝は天智朝を直接継承するものとして壬申の年を天武元年とした。壬申の年

の戦いそのものは、大海人皇子の政権樹立の基盤を成した事件であるから刻明に記す。戦いは反乱であったが、反乱ではないと正当化の論理を構築して記す。したがって「壬申之乱」という用語は一切用いない。用いることを許さない。「壬申之役」あるいは「壬申年之」という表現を用いる。こうした決定ないし申合せが正史編纂時になされたのではないか。当時、天武天皇の意向が大きく影響したであろう。あるいは意向というより命令であったかも知れない。かくして、書紀、続紀にみられた「壬申」の語を持った用例が、前掲した一覧表のように「乱」の語を用いずに出てきたのである、と私は考える。

そこで問題は、壬申の乱を反乱に非ずとする正当化の論理である。正当化の論理は王権の正統性を保証する論理でもある。天武王権の正統性はいかにして保証されたか。それは先ず壬申紀（書紀卷二十八）の記述の中に見出される。

先ず指摘されるのは、大海人皇子は天命を受けて起った新王朝の始祖に自分自身を見立てたと思われることである。その例として挙げられるのが自らを漢の高祖に擬して壬申の乱を戦ったとされることである。書紀には次のようにある。（訓読は新編古典文学全集による。以下同様）

数万の衆を率て不破より出でて直に近江に入らしめたまふ。其の衆と近江の師と別き難きことを恐り、赤色を以ちて衣の上に

着く。

赤布を衣に着けたとあるが、これを、たとえば新編古典文学全集の頭注は「漢の高祖が赤帝の子と自負して赤い旗幟を用いた故事（『漢書』高帝紀上に「旗幟皆赤シ」）にちなんで、大海人皇子が自らを擬したことを示す。」と注する。書紀の赤布と漢書の「旗幟」とは物も用途もその大きさも大分違っていて、これだけの記事で俄かに自らを高祖に擬したとはとても言えないが、古事記序文や万葉集の高市皇子挽歌（二・一九九、柿本人麻呂作歌）と照らし合わせて考えると、どうやら大海人皇子が自らを高祖に擬するために赤旗を掲げたらしいことが推測されてくる。記序は「絳旗兵を耀かし」と記し、高市挽歌は「指挙有 幡之靡者 冬木成 春去来者 野每 著而有火之 一云 冬木成 春野焼火乃 風之共 靡如久」と歌っている。記序と万葉歌は赤旗をかかげたことを壬申の戦いの象徴的光景として表現しているのである。これを赤布と赤旗とを共に用いたとする考え方があるが納得し難い。高祖のひそみに倣うのは赤旗であって赤い布ではない。書紀は故意に赤旗を赤布に変えて表現し、天武天皇の高祖的印象を外らしたのである。後にも触れるが天武天皇の高祖的性格を強調しすぎることは、中国の王朝交替時の観念である易姓革命の思想に近づき、万世一系の皇統思想との整合性が困難になる。天武は新王朝始祖的性格は有するものの易姓革命の天子ではない。こうした顧慮が書紀編集に際して存したのではないか。

赤布は敵味方識別のための目印であるという断り書き的な記述も、赤色の持つ象徴性を除去しようとしたように思われる。対するに記序と高市挽歌は、公的な性格を持つものの個人名を有する述作であり、壬申の乱の印象的光景は個人が認識した事実に即して表現されていると思われる。

大海人皇子が壬申の乱において、自らを漢の高祖に擬したことは井上通泰以来、右の赤色の旗幟を立てたことについて言及されてきた。このことは右に述べたように限定的に解されねばならない側面があるとしても、大旨認めてよいことであろう。何のために自らを高祖に擬するのか、それは本来反乱であるところの自らが起こした戦いの正当化のためであった。石母田正氏は「中国の史書の輸入は、物質文化や諸制度の輸入とは異なった質の関連であって、他民族の経験と歴史が、自己の行動を正当化する手段として、あるいはその特殊の経験を一般化する媒介として役立てられるという従来になり観念上の交通が成立しつつあったことをしめしている。」<sup>③</sup>と言われる。中国史書の流入、享受が壬申の戦乱の反乱的性格の質を変え、<sup>④</sup>ことに役立っていることを指摘されるのである。反乱は中国的観念によって正当化され、前代の権力を奪取した新しい権力は正統な権力として容認される。前代からの権力の継承ではなく、始祖的性格の君主による新しい権力である。大海人軍の赤旗赤幟によって、こうした意図を認識し得る範囲は限定されようが、支配者天武天皇

のかかる意志はその後天武朝の施策の中に具体化されて現われて人々に新しい認識をもたらす筈である。天武二年閏六月、新羅の賀騰極使を受け入れ、弔先皇喪使を拒否したのもその一つの具体例であろう。

## 五

壬申の年の戦いは反乱ではない。新しい王権樹立のための戦いであって、中国史書の観念を受容すれば戦いによって権力を奪取した新しい王権は正統な王権である。しかしそのためには新しい王権は天命を受けた王権でなければならないのが中国の歴史思想である。大海人皇子も高祖に自らを擬するならば、自らは高祖と同じく受命の天子でなければならない。それならば「天命」とはいかなるものか。大海人皇子は「天命」をいかなるものとして認識していたか。中国思想としての「天」や「天命」を簡潔に要約することは極めて困難である。今、『一語の辞典 天』（平石直昭著 三省堂 一九九六年）に頼って、その諸所から「天」と「天命」に関する記述を拾って行くならば、

「『天』は、殷を打倒した周が自己の権力を正統化する理念として強調したものであった。」（二八ページ）

「『天』は、もし周が『天』の下命に必要な『安民』を実現できないとすれば、殷をみすてたように周をもみすててであろう。」

…こうした考え方でゆけば、有資格者による現王朝への挑戦と王朝交代の可能性は、潜在的にはつねにあることになろう。」  
(二一九ページ)

「『天』は『有徳』『安民』という基準に従って、王もしくは王朝に天命を下すとされていた」(二七七ページ)

「周初諸篇では、『天命』と『徳』とは順接に連動するものとされていた。有徳者には幸運が『天』によって恵まれるというのである。…これにたいして『詩経』には、無辜の自分がないでこんな不幸にあわねばならぬかと嘆き、天を怨む詩がみられる。…ここでは『天命』と『徳』との関連は断たれている。しかも周初諸篇にはまだみられた政治的な含意はきえて、個人の私的な運命との関係で『天』が引照されている。」(二九二ページ)

「『徳』と連動する『天命』という見方が、その後も消えてしまったわけではない。むしろ儒教史全体をみたとき、後者『徳』と『天命』の連動、稿者注)の方が有力であったといえよう。」(四一ページ)

「『武帝の諮問にこたえた『賢良対策』で董仲舒は、『春秋』の検討からひきだせる教訓として『国家まさに失道の敗あらんとすれば天乃ちまず災害を出して以て之を謹告し、自省するを知らざれば又怪異を出して以て之を警惧す。なお変ずることを知らざれば、傷敗乃ち至る。ここを以て天心の人君を仁愛してそ

の乱を止めんと欲するを見るなり』とのべている。」(七〇ページ)

「あらためて注意したいのは、『詩経』『墨子』など素朴な天譴説の前提する『天』には人格神的傾向が強かったのにならして、荀子以後の『天』には、災異説に立つにせよ不相關論に立つにせよ、陰陽の気から成る自然の運行という意味が強いことである。…戦国末から秦漢期にかけて、この非人格化の傾向が一層進んだ。」(七九ページ)

長々と引用させていただいたが、これらをまとめて一般的に中国の「天命思想」を要約説明するならば、関晃氏の次の文が適切であろう。

君主は、万物の主宰者であり天の抽象化・神格化である天(天帝・上天・上帝・昊天上帝などともいう)の子として、天の命を受けてその地位にあるものであり、この天子の徳が高く、政治がよく行われているときには、天はこれに感応して祥瑞を出現させ、天子が不徳で非政が行われているときには災異を降し、さらに進んでは、その王朝を滅亡させるに至るとする考え方で、儒家はこれをその徳治主義の根拠とし、法家はこれを君主権至上主義の根拠とした。<sup>4)</sup>

大海人皇子は、自らを高祖に擬して壬申の年の戦いを戦った以上、中国の天命思想に無知であった筈はない。(しかし正確に中国風に

理解していたか否かは別の問題で、この点については後に触れるところがある。書紀の天武十二年（六八二）春正月条には、天皇は次のように詔して自らが天命を受けた君主であることを表明している。すなわち

丙午に詔して曰はく、「明神御大八洲倭根子天皇の勅命をば、

諸の国司・国造・郡司と百姓等、諸に聴くべし、朕初めて鴻祚

登らししより以来、天瑞、一二に非ずして多に至れり。伝に聞

かく、其れ天瑞は、政を行ふ理、天道に協ふときは、応ふと

きけり。是に今し朕が世に当りて、毎年に重ねて至る。一たび

は以ちて懼り、一たびは以ちて嘉す。…」

わが治政の世が天道にかなって天瑞が多いということは、自らが受命の天子であることである。この詔が果してこの時に発せられたそのものか否か、また語句の修飾などの問題もあるが、天瑞出現は、天武九年七月と十年七月に朱雀出現の記事があり、十年八月には白茅鷗の貢上、九月には赤龜の貢上もあった。十二年の正月、詔の直前には、前年筑紫で発見の「三足雀」の貢上もあった。これらの天瑞をふまえての詔の発布であった。二年後の「朱雀」建元とも合わせて、天武天皇が天瑞の出現をその証として自らを受命の君主と自覚していた、もしくはそうであることを周囲に認識させようとしていたことは疑いないだろう。この認識の浸透によって壬申の年の戦いは、たとえ反乱であっても正統な戦いとなり、勝利によってその

反乱の正当性は保証され、反乱と称することを憚らせる風潮の醸成ができた。当然、権力中枢もそうした風潮醸成に加担して自らは決して「壬申年の『乱』」と称することをしなかった。かくして「壬申年の乱」は戦後半世紀以上にわたってその名を正史に現わさないことになったのだと思われる。

## 六

天武天皇は天命を受けての正当な反乱によって権力を奪取した正統なる君主であった。しかし、その時に理解された「天命」は、中国で理解されていたような非人格的な「天」ではなかったようである。関晃氏は、当時の人々が祥瑞を出現させた主体を何と考えていたかについて、朱鳥・大宝・慶雲の改元の場合は記事が簡略で不明であり、和銅の改元に至って「天に坐す神、地に坐す神」が祥瑞を出現させた主体であることを初めて明らかにしていると言われる。すなわち祥瑞を出現させた主体は天神地祇だったのである。抽象的な「天」の摂理・理法ではない。おそらく天武朝においても同様だったのであるまいか。先に触れた天武十二年正月の詔には「行」政之理、協「于天道」とあって、あたかも抽象的な「天」の如き存在を認めているかのようであるが、冒頭の「明神御大八洲（倭根子）天皇」の称は（ ）部分を除いて養老令の文言であってみれば、詔勅自体の当代性を信じて、その表現字句の当代性をまですること

は信じ得ない。

「天神地祇」の表現は天武紀に三例あり、初例は壬申の年の六月二十七日条にある。行宮を美濃国の野上に定めた夜、雷電と雨とが激しかった。大海人皇子は「祈ひ」をして言う。「天神地祇、朕を扶けたまはば、雷なり雨ふること息めむ」と。言い終るや即ち雷雨が止んだという。抽象的な「天」よりむしろこのような人格的な天神の観念が、天武朝の祥瑞出現にあったと考えられるのではないか。その前日の二十六日、朝明郡の迹太川辺に天照太神を望拝したことも、皇祖としての人格神的な「天」であるところの「天神」の加護、冥助を祈ったのであるし、高市郡大領高市県主許梅の神がかりして口走った神は、これはこれでまた人格神の地祇であった。かく考え来ると、壬申の乱における赤色の旗幟を掲げた振舞も、漢の高祖に擬したと言いつ条、天命革る革命の「天」を信じたのではなく、皇祖神を含めた「天神」の冥助を信じたのであって、「天」の内実は中国のそれとは似つかぬものに変質し、すりかえられて理解されてきたことが判然としてくる。天武八年（六七九）五月の六皇子吉野会盟の際に「天神地祇と天皇、証めたまへ」と草壁皇子が誓いの言葉を切り出し始めることでも分るように、事の真偽や正邪を判定するのは「天」ではなく「天神」と地祇なのであった。かかる「天神」によって、壬申の乱は正当化され、大海人皇子が奪取した権力は正統な権力となったのである。

大海人皇子は抽象的な観念であるところの「天」、天地自然の運行之の理法であるところの「天」ではなく、人格神である「天神」や皇祖神の天佑神助を「天命」と解したので。壬申の乱の、高祖を擬した絳旗・赤旗幟も、かかる意味での「天命」による正統性の示威だったのである。したがって、もし日本書紀にそのまま赤色の旗幟を立てたことが記述されるならば、正史として対外的な性格を持つ史書であるだけに、中国思想による「天命」観をもつ中国や新羅などの諸国に対し、あるいはまた数多い渡来系律令官僚層に、天武朝の性格について天武の意図せざる誤解を与えることになるであろう。かかる顧慮に基いて書紀は「天命」革まる象徴であるところの赤色の旗幟を単なる敵味方識別のための赤布に変えたのであろうと思われる。この操作によって書紀の文面における天武朝の所謂「革命」的性格は消去される。しかし倭風ではあるが「天命」を受けた新王朝的性格は、多くの天瑞出現の記事や天智天皇への弔使受け入れ拒絶などによって、わずかに痕跡を留める。書紀はかかる前代との継承関係の構築を以て天武朝の歴史記述をしているのではあるまいか。しかしながら書紀編纂以前の時代すなわち天武・持統朝の政治的現実には如何というならば、壬申の年の戦いについて、それは赤旗・赤幟の下に大海人皇子を漢の高祖に擬したところの、倭風に変質してはいるが「天命」を受けた正当な戦いであって、実態は「乱」であるが「乱」とは称さない、正統な新王権樹立のための戦いであった

と、人々に理解、認識せしめるべく天武天皇は意図していたという  
ような様相を見せていたのではあるまいか。これを要するに書紀の  
記述と壬申の乱の勝利者たる天武天皇の政治的意図もしくは現実認  
識との間には、天武朝の性格についての理解にズレがあったとい  
うことである。書紀は大友皇子の近江朝を正統権力として否定しこそ  
すれ、その前代の天智朝と天武朝との間には同質の正統性を以ての  
継承関係を設定して表現しようとし、天武天皇とその周囲の認識で  
は天智朝ともいささか断絶感のある新王権として、後述する或る時  
期まで、自らの王権についての自覚を持っていたのだ、と私には思  
われる。

壬申の乱の赤旗と赤布との相違は、その辺のズレの消息をかいま  
見せるものであるが、他にもその標徴がある。他ならぬ万葉集の柿  
本人麻呂の高市皇子と日並皇子の二つの殯宮挽歌がそれである。

高市皇子挽歌（2・一九九）は前述したように大海人皇子の軍勢  
を、その掲げた「幡」の靡きは春野を焼く野火の風に靡くが如くだ  
たと表現していた。当該歌の前半に大海人皇子について

：明日香乃 真神之原尔 久堅能 天都御門乎 懼母 定賜而  
神佐扶跡 磐隱座 八隅知之 吾大王乃 所聞見為 背友乃  
国之 真木立 不破山越而 狛劔 和射見我原乃 行宮尔 安  
母理座而 天下 治賜 二云掃賜而 ……

と歌っている。注目すべきことは大海人皇子を「天降った大王」

と表現していることだ。この表現についてはすでに辰巳正明氏や神  
野志隆光氏らが、天武の新王朝の始祖性を言うものとして指摘され  
ており、首肯すべきものであるが、問題は日本書紀にはほとんど見る  
ことの出来ない天武天皇の始祖性を、人麻呂が高らかに歌うことの  
背景であり因由である。同様な問題が日並皇子挽歌（2・一六七）  
にも存在する。

天地之 初時 久堅之 天河原尔 八百万 千万神之 神集  
集座而 神分 分之時尔 天照 日女之命 天乎婆 所知食登  
葦原乃 水穗之国乎 天地之 依相之極 所知行 神之命等  
天雲之 八重搔別而 神下 座奉之 高照 日之皇子波 飛  
鳥之 淨之宮尔 神随 太布座而…

右の歌は、「神分 分之時尔」の訓と「高照 日之皇子」の解釈  
に大きな問題があつて、この問題を等閑に付しての内容検討は許さ  
れないのであるが、今その検討は後日に譲って仮に前者を「神分ち  
わかし時に」と訓み、後者をニギノ命と天武天皇とを重ね合わせ  
たものか天武天皇のみであるかの決定は、いずれにしても天武天皇  
を含むものであるので留保しておくこととして扱うならば、高市挽  
歌と同じく天武天皇は天降った「日の皇子」であつて、降臨は天の  
河原に神集いました「八百万千万の神」すなわち「天神」の「天命」  
なのであつた。古事記や日本書紀第九段第一の一書の如き天照大神  
の至高神性は、そこでは歌われていなかった。ここにも天武天皇の



地上世界の王朝における始祖性が表現されていると見ることができ  
る。

天武天皇の新王朝の始祖性は柿本人麻呂によって天武天皇の死後  
において明瞭に表現されたが、それが神話形式によってであったこ  
とは、万葉集卷十九の「壬申之乱平定以後歌二首」の歌にあった  
「皇（大王）は神にしませば…」の觀念が、すでに乱後の間もない  
時代に存在していたことと無縁ではないだろう。ただしその歌にお  
ける「神」は、本居宣長の言う「何にまれ、尋常ならずすぐれたる  
徳のありて、可畏き物を迦微とは云なり」（古事記伝、卷三）の如  
き「神」であって、神話の下に系譜化された歴代天皇を聖化した  
「神」とは異なったものであろう。人麻呂の日並皇子殯宮挽歌にお  
ける天武天皇を神とする表現は、「大王は神にしませば…」を基盤  
としつつも、そこから蝉脱したところの、「天神」の命を受けて天  
降る「高照らす日の皇子」としての「神」である。換言すれば「天  
命」を受けた天子である「神」と言えよう。かかる「神」である大  
海人皇子が壬申の年の戦いを戦ったのであると人麻呂は歌っている  
と見做される。こうした觀念は日本書紀には見られない。しかし全  
く無から人麻呂が創造したのもと言えないのであろう。「天命」  
を象徴する赤旗幟の延長上に、「天命」を受けて降臨する「日の皇  
子」があるからである。人麻呂は、直接には持統朝の、さらには天  
武朝にさかのぼっての、時の王権の意図を体现して、当該意図に言

葉による形を与えたのだ。人麻呂の歌うが如き壬申の年の戦いは、  
決して「乱」ではない。「乱」にはなり得ない。現実には反乱であ  
った戦いを、かかる神話形式で表現することによって浄化したのであ  
る。

天武天皇は一方には中国史書の「天命」思想によって権力奪取の  
「反乱」を正当化し、他方に在来思想である「天神の天降り」の神  
話形式によって「反乱」を聖化し、この両方によって王権の正統的  
性格を自らに与えようとした。かくて「乱」は封印された。日本書  
紀、続日本紀はその封印の様相を如実に示している。

しかしやがて天武天皇は自らの王権の継承者をめぐって決断に苦  
しむことになる。継承者が継承する王権の万古不易を天武天皇があ  
らかじめ確立しておこうとするならば、自らの王権もまた天地開闢  
以来の連綿たる王統下にあったとする方がより安定する。「天命」  
は自らの経験と知識によれば不易ではない。「天命」が不易である  
ためには王統の祖が至高神であって、その至高神による王統内継受  
の「天命」でなければならぬ。こうして天武天皇の史観は古事記の  
神話を構想して行くことになる。前に天武朝の始祖性を「或る時期  
まで」と言ったのはこの点と関連する。しかし古事記の構想は未完、  
未発表であった。人麻呂が歌ったのは作歌年次が持統朝と、古事記  
や日本書紀の編纂を意図された時期より新しいが、天武朝の性格を  
表現したものとしては、むしろ記・紀よりも古いのではなからうか。

万葉集、わけてもその中の人麻呂の二つの殯宮挽歌は、壬申の乱に  
対して記・紀より近く、壬申の乱にとってのすぐれて当代資料的性  
格を持つてであろう。記・紀の編纂着手は天武朝と古いが、思想は人  
麻呂の殯宮挽歌より後のものではあるまいか。こうした点について  
は、後日、別に検討の予定であるが、今は見通しだけを述べてひと  
まず稿を終える。

(注)

- 1 直木孝次郎 『壬申の乱』一六〇ページ、塙書房 一九六一年。
- 2 井上通泰 「天武天皇紀闡幽」歴史地理五四の三 一九一九年。
- 3 石母田正 『日本の古代国家』二〇八ページ、岩波書店 一九七一年。
- 4 関 晃 『日本古代国家と社会 関晃著作集第四巻』一〇八ページ、吉川弘文館 一九九七年。初出は「中国的君主観と天皇観」一九七七年。
- 5 関 晃、前掲書。一一五ページ。
- 6 辰巳正明 「大君は神にし座せば―壬申の乱平定以後の歌一首―」国語国文五四の四、一九八五年四月。再収『万葉集と中国文学』笠間書院 一九八七年。神野志隆光 「人麻呂の天皇神格化表現をめぐって」『稲岡耕二先生還暦記念 日本上代文学論集』塙書房 一九九〇年。再収『柿本人麻呂研究』塙書房 一九九二年。